

資料② 平成29年5月18日 大阪地裁判事
「争いの対する判断」以下

(1) 本件協定の性質について

ア 前記争いのない事実等(2)のとおり、本件協定は東京交渉団と被告との間で締結された私人間の契約であるところ、本件協定がいかなる法的性質を有する契約であるかについては、その内容、文言、締結の経緯及び当事者の意思等の解釈から判断されることとなるため、以下検討する。

イ 本件協定は、前記争いのない事実等(2)のとおり、「補償などの解決にあたり、次のとおり協定する」(冒頭)、「本協定の履行を通じ、全患者の過去、現在及び将来にわたる被害を償い続け、将来の健康と生活を保障することにつき最善の努力を払う」(本文第一項(1))として、被告から水俣病の認定を受けた患者に対する慰謝料等の具体的な額を定めたものであることが認められる。また、前記認定事実(3)及び(4)のとおり、自主交渉派の患者及び東京交渉団は、昭和46年10月頃から本件協定が締結されるまでの間、被告に対し、被告の工場の排水を原因として水俣病に罹患したことについての補償を求めて交渉を続けており、被告がその要求を受け入れる形で本件協定が締結されるに至ったことを認めることができる。

これら本件協定の内容と締結経緯を踏まえると、本件協定は、東京交渉団と被告との間で、被告が有害物質を含む工場排水を流したことによって水俣病に罹患するという損害を負ったとの不法行為に基づく損害賠償請求権について、争いがあることを前提として、その有無及び内容を定めることを目的とする契約であったと解される。

そして、前記認定事実(4)のとおり、東京交渉団が交渉の途中で要求していた内容と本件協定の内容とは、要求書では生活年金として一律72万円を要求していたことに対し(要求書第三項(イ))、本件協定ではランクに応じて年額で24万円から72万円と定められたこと(終身特別調整手当、協定内容第四項1)など、東京交渉団が損害賠償請求権の内容について譲歩している点があることが認められる。また、前記認定事実(4)ウのとおり、東京交渉団は、本件協定の締結を受けて、被告の東京本社前のテントを撤

去するなどして座り込みを解いたことを認めることができる。

そうすると、本件協定は、東京交渉団と被告との間で、争いについて互いに譲歩し、不法行為に基づく損害賠償請求権の有無及び内容等を定めた契約と見るべきであり、和解契約に該当すると認めるのが相当である。

ウ これに対し、原告らは、座り込みを解いたこと等は交渉の仕方の変更にすぎず、本件協定の締結に際して損害賠償請求権の内容について一切の譲歩はしておらず、本件協定には権利放棄条項も含まれていないから、本件協定は和解契約に該当するものでない旨主張する。

しかしながら、前記認定事実(3)及び(4)によれば、東京交渉団は、座り込みを、被告に交渉に応じさせ、要求を認めさせるための手段として行っていたことが認められるところ、前記争いのない事実等(2)のとおり、本件協定の本文第五項においては「本協定の締結と同時に、チッソ東京本社前及び水俣工場前のテントを撤去し、坐り込みをとく」と定められているのであって、東京交渉団が座り込み等をやめることが本件協定の締結の条件となっていたと認めるのが相当であるから、単なる交渉の仕方の変更にすぎないと解することはできない。また、前記イで認定したとおり、東京交渉団は、座り込み等をやめたことのほかにも、被告に対して損害賠償請求権の内容について譲歩した点が認められるのであって、一切の譲歩をしていないと認めることはできないから、権利放棄条項が含まれていないからといって、本件協定が和解契約に該当しないと認めることはできない。

したがって、原告らの前記主張を採用することはできない。

エ 前記争いのない事実等(2)、前記認定事実(4)及び(5)のとおり、本件協定は、被告が水俣病の認定を受けた患者に対して慰謝料、治療費等を支払うことを約することを内容とするものと認めることができる。そして、本件協定の本文第一項(1)に「全患者」の被害を償い、将来の健康と生活を保障する旨記載され、同第三項に「協定締結以降認定された患者についても希望す

る者には適用する」と記載されていること、被告は水俣病の認定を受けた患者が本件協定の締結を希望した場合はその申出を受け入れてきたという経緯などからすれば、本件協定は、本件協定後に水俣病の認定を受けた患者に対し、本件協定の適用を受けてその内容とする補償給付を受けることができる権利を付与するものであると認められる。

そうすると、本件協定は、民法537条1項が定める「契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したとき」に該当する合意であって、本件協定の本文第三項にいう「認定された患者」は、本件協定の適用を希望する旨の意思を被告に対して表示することによって（同条2項）、本件協定に基づく補償給付を受けることができる権利を得ることができることと解される。

(2) 「認定された患者」の意義

ア そこで、本件協定に基づく補償給付を被告に対して求めることができる本件協定の本文第三項にいう「認定された患者」の意義について検討する。

前記(1)エで認定説示したとおり、本件協定は、本件協定後に水俣病の認定を受けた患者に対し、その適用を求めることができる権利を付与したものであるが、本件協定後に水俣病の認定を受けた患者は本件協定の締結当時の当事者ではないから、当該権利がいかなる法的意義を持つものであって、当該権利の行使によって被告との間でいかなる法的関係を形成することになるかは、東京交渉団と被告との間で本件協定が和解契約と解されるからといって必ずしも同様に解されるものではない。

前記争いのない事実等(2)のとおり、本件協定の適用を求める条件として、本文第三項は水俣病の認定を受けたこと及びその者が希望することを求めるのみであってその他の条件を付しておらず、かえって、本件協定の本文第一項(1)は「全患者」の被害を償う旨を定めている。

この点、被告は、本件協定について、和解契約であって、被告の患者

に対する損害賠償債務の具体的内容が既に判決によって確定し、当該損害賠償債務が弁済されるなどして、その具体的内容について紛争がもはや存在しなくなっている者に対し、被告が本件協定所定の債務を負担することまで合意されたものではなく、そのような者は本件協定の本文第三項の「認定された患者」には該当しない旨主張している。

そこで、「認定された患者」の意義につき、水俣病の認定を受けた者から、水俣病にり患させられたことについての被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の金額が判決によって確定した者を除く趣旨であるかについて、以下、検討する。

イ 認定制度の運用について

(ア) 前記争いのない事実等(3)、前記認定事実(3)及び(6)のとおり、本件協定の締結当時は、公健法及び救済法の制定によって水俣病の患者であることを行政が認定するという仕組みが整備されつつあり、46年事務次官通知の発出によって水俣病の認定の範囲が拡大され、実際、川本のようにならぬ水俣病に認定される患者が現れるなど水俣病の認定制度が円滑に今後機能していくことが期待される状況にあったことが認められる。本件協定の締結後、52年判断条件の発出によって水俣病の認定の範囲は実質的に縮小され、測上らのように申請棄却処分までに長期間を要したり申請棄却処分を受けた後も不服審査制度を利用したりするなどして水俣病の認定を数十年間待ち続ける患者が現れるようになったが、被告を含めた水俣病の全ての関係者において、本件協定の締結時、水俣病の認定制度がそのような状況になることを想定していなかったと考えられる。

そして、前記の本件協定の締結当時の状況に鑑みれば、被告及び東京交渉団は、水俣病の認定を待つ患者が、認定に対する判断の結果を待つことなく被告に対して損害賠償請求訴訟を提起するという事態が

生じることは想定しておらず、水俣病に罹患した者は、行政から水俣病の認定を受け、それを基に本件協定の適用を被告に対して求めることによって、本件協定に規定された補償を受けることが予定されていたと認められる。

そうすると、被告及び東京交渉団に、「認定された患者」について、被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起して確定判決を受けた者を除くという意思があったとは考え難い。

(イ) 実質的に考えても、患者が水俣病の認定を申請したにもかかわらず、長期間、それに対する処分が確定しない場合において、後に本件協定の適用を受けようとする者は損害賠償請求訴訟の提起を控えなければならぬとする、①後に水俣病の認定を受けることができた場合であっても、被告から本件協定に基づく金銭的補償を受けるまで相当長期間を待たなければならぬのであり、②仮に水俣病の認定を受けられなかった場合には、その後に被告を相手取り損害賠償請求訴訟を提起しようとしても、消滅時効や除斥期間の適用によって損害賠償請求権が消滅してしまっているおそれが生じるのである。

認定制度が患者に起因しない要因によって前記(ア)の状況にある中で、患者が損害賠償請求訴訟を提起して確定判決を得たことを患者に不利に解釈するのは、本件協定の解釈として相当とはいえない。

ウ 本件協定当時の被告の行動について

前記認定事実(4)のとおり、被告との間で本件協定を締結した東京交渉団には既に水俣病第1次訴訟において損害賠償請求が認められた者が含まれていたが、被告らは、当該患者を協定の当事者から除外することなく、本件協定を締結したことが認められる。さらに、前記認定事実(5)のとおり、既に被告との間で調停を締結していた一任派の患者等も、本件協定が締結された後、同内容の協定を被告との間で締結したことが認められる。

前記のとおり、被告は、本件協定を締結した頃、本件協定又はそれと同内容の協定の締結を求める患者が被告に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行うことができる地位にあったかを問うことなく、協定の締結に応じていたと認められるのであって、そのような被告の行動は、前記イ(ア)の認定を裏付けるものといえる。

エ 本件協定の趣旨について

前記争いのない事実等(2)によれば、本件協定の前文第一項及び本文第一項等に記載されているとおり、本件協定は、被告が、有害物質を含む工場排水を水俣周辺海域に流し続けたことによって周辺住民に甚大な被害を与えたことを踏まえ、潜在患者を含めた被害者全ての救済を約束するとともに、水域及び環境の汚染を今後再発させないことを誓約するなどの内容を含んでいることが認められ、本件協定の締結の目的は、東京交渉団との間で不法行為に基づく損害賠償請求権の有無と内容について和解することのみにあるものではなかったと認められる。

また、前記認定事実(4)アのとおり、本件協定が締結された時点において、既に水俣病第1次訴訟についての判決は確定しており、認容額としては最も症状の重い患者であっても1800万円の支払を受けるにとどまるものとされていた。他方、前記争いのない事実等(2)のとおり、本件協定では、最も症状の重いAランクの患者は、1800万円の慰謝料に加えて、治療費や介護費、終身特別調整手当(1月当たり6万円)の支払を受けるものと定められたのであって、水俣病第1次訴訟の認容額と単純に金額面のみを比較した場合でもそれを上回る内容の救済が定められていたものと認めることができる。さらに、本件協定は、被告から患者に対して金銭的補償のみならず謝罪等の非金銭的補償を行うことをも定めたことが認められ、水俣病第1次訴訟で認定された内容よりもその点でも上積みされた内容となっていたことが認められる。

前記で認定した本件協定の締結目的及び救済内容に鑑みれば、本件協定は、東京交渉団及び本件協定後に水俣病の認定を受けた患者と被告との間の不法行為に基づく損害賠償請求権の有無及び内容を定めたにとどまると解することは相当ではなく、被告が、甚大な被害を水俣病患者にもたらしたことを反省し、司法において損害賠償として認容される程度を超えた救済を行うことを定めたものと解することが相当である。そうすると、本件協定後に水俣病の認定を受けた患者であっても、不法行為に基づく損害賠償として金銭給付がされた後は本件協定の適用を求める地位になく本件協定に基づく補償を受けることができないと解することは、その趣旨に反するというべきである。

オ 前記イからエまでの検討によれば、本件協定は、水俣病にり患させられたことについての不法行為に基づく損害賠償請求権の具体的内容が判決によって確定しているかどうかを問うことなく、水俣病の認定を受けた患者であれば本件協定の適用を受けることを認め、広く救済を受ける機会を与える趣旨で締結されたと解することが相当であって、本件協定の本文第三項の「認定された患者」について、損害賠償請求訴訟を選択した者を除外する趣旨であったと解することはできない。

したがって、本件協定の本文第三項の「認定された患者」に該当するためには、その文言のとおり水俣病の認定を受けたことのみで足り、それ以外の要件は付されていないというべきである。

(3) そして、前記争いのない事実等(1)及び(5)のとおり、淵上らは、水俣病の認定を受けたことが認められる。

したがって、淵上らは、本件協定の本文第三項の「認定された患者」に該当し、淵上らの権利義務を承継した原告らは、受益の意思表示をしていることから（前記争いのない事実等(6)）、被告に対して本件協定に基づく補償給付を求めることができる地位を有すると認められる。

3 結論

以上によれば、原告らの請求はいずれも理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第22民事部

裁判長裁判官 北 川 清

裁判官 道 垣 内 正 大

裁判官後藤誠は、転補のため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 北 川 清